

# 第5号議案説明資料

## 会計監査人の選任について（案）

改正農協法の施行により、当組合は、今般の通常総代会において会計監査人を選任する必要があります。については、会計監査人の選任をお願いするものです。

本議案につきましては、監事の協議による決定に基づいています。

### 1. 会計監査人候補者

会計監査人候補者の名称、主たる所在地、沿革及び概要等は、次のとおりです。

(平成31年4月1日現在)

名 称	みのり監査法人	
事務所	主たる事務所 東京都港区芝 5-29-11 G-BASE 田町 ※全国 47 ヲ所に地方オフィスが開設予定であり、本県には「滋賀オフィス」 (大津市松本一丁目 2-20) が令和元年 7 月 1 日に開設される予定です。	
沿 革	平成 29 年(2017 年) 6 月 30 日 みのり監査法人設立	
概 要	出資金	265 百万円
	構成人員	
	公認会計士	78 名
	その他監査従事者	61 名
	その他職員	11 名
	合計	150 名
	※クライアント数（監査証明業務提供先） 平成 31 年 4 月 1 日現在のクライアントは、32 組織です。なお、令和元年 7 月 1 日以降、 550 組織を超える見込みです。	

### 2. みのり監査法人を会計監査人の候補者とした理由

監事が、みのり監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての品質管理体制、独立性、専門性及び適切性の有無、当組合の総合事業に対する理解度等を総合的に勘案のうえ検討した結果、当該監査法人が、当組合の会計監査人として適任であると判断したことに基づくものです。

また、適任と判断した具体的な理由は次の通りです。

- ・ 農業協同組合の組織、事業、経営に関する知見が豊富であること。
- ・ 農業協同組合の監査について、十分な実践経験を有する公認会計士等による監査を受ける事が出来ること。
- ・ 農業協同組合の内部統制についての理解と指導力が高いこと。
- ・ J A こうかの組織、事業規模に対し、監査を受ける監査法人として適正な規模であること。
- ・ 全国監査機構監査の情報、経験が効率よく移行できること。

以上